



# 三重県公報

令和7年6月6日 (金)  
 第 623 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
44	三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則	(中小企業・サービス産業振興課)	2
<b>告 示</b>			
416	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	2
<b>海 調 委 告 示</b>			
4	三重海区における宝石さんごの採捕についての指示	(海区漁業調整委員会)	2
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の就任の届出	(農地調整課)	3
	屋外広告物講習会の実施	(都市政策課)	3
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	5
<b>労 働 委 公 告</b>			
	労働関係調整法の規定によるあっせん員候補者の委嘱	(労働委員会)	5
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	随意契約の相手方を決定した旨	(児童相談支援課)	6
	一般競争入札を行う旨	(警察本部)	6

**規 則**

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年六月六日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第四十四号**

三重県中小企業等支援資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県中小企業等支援資金貸付規則（昭和三十八年三重県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「年〇・八〇パーセント」を「年一・〇〇パーセント」に改め、同表備考第九号中「流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「第五条第二項」を「第七条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**三重県告示第 416 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 7 年 6 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 西村 隆行	三重県度会郡度会町大野木 1858 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
菊川 裕喜	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242024678
見並 慶佑	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242024679
濱口 大成	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242024680

(2) 農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
谷口 斉	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425154
尾寄 誠	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429058
神森 喜大	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022589
坪井 諒友	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023642

**海 調 委 告 示**

**三重海区漁業調整委員会告示第 4 号**

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和7年6月6日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者としてします。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとします。

4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。

6 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。

7 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。

8 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和7年7月1日から令和8年6月30日までとします。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和7年6月6日

三重県知事 一 見 勝 之

松阪西黒部土地改良区（松阪市高須町4649番地）

就任理事

松阪市高須町2845番地

北 村 昌 子

〃 〃 2684番地

松 田 貴 子

三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）第25条第1項の規定により、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

本講習会の修了者は、屋外広告業者が各営業所に設置しなければならない「業務主任者」になることができます。

令和7年6月6日

三重県知事 一 見 勝 之

1 実施期日、時間及び実施場所

(1) 実施期日及び時間

令和7年8月21日(木)9時30分から16時20分まで ※ 9時受付開始

(2) 実施場所

津市栄町一丁目 891 番地

三重県吉田山会館 2 階 第 206 会議室

2 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

3 受講定員 35 人

4 受講申込書の受付期間、配布場所及び提出書類

(1) 受付期間

令和7年6月6日(金)から同年7月18日(金)まで  
定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。

(2) 配布場所

三重県県土整備部都市政策課のホームページからダウンロードすることができます。

ホームページアドレス (<https://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>) 又は「三重県 屋外広告物」で検索してください。

また、三重県県土整備部都市政策課で配布しています。

(3) 提出書類

ア 屋外広告物講習会受講申込書(第15号様式)

(受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真(縦4cm×横3cm、無帽、正面、上三分身及び無背景で申込前6月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。)を貼付してください。)

イ 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類

5 申込方法

次のいずれかの方法で、申し込んでください。

(1) 書面による申込み

以下に掲げる所属に、郵送(信書便)により提出してください。

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県 県土整備部都市政策課 景観・屋外広告班

封筒に「屋外広告物講習会受講申込書在中」と記載してください。令和7年7月18日(金)までの消印のあるものを有効とします。

(2) 三重県電子申請・届出システムによる申込み

三重県電子申請・届出システムにログインし、画面の項目に従って漏れなく入力等してください。

6 講習手数料 一科目につき2,000円

※ 講習科目の一部免除者は4,000円、それ以外の方は6,000円となります。

※ 書面による申し込みの場合は、三重県収入証紙で納付してください。

※ 三重県電子申請・届出システムによる申し込みの場合は、同システムの受理通知を確認後、ご本人名義、勤務先名義、勤務先代表者名義のいずれかのクレジットカードにより納付してください(1回払いのみ、決済手数料は県負担。Visa・Mastercard・JCB・American Express・Diners Clubに対応しています。)

※ 納付された手数料は返還しません。

7 テキスト

必須テキスト:「屋外広告の知識」全3巻(持参)

第1巻:法令編(第五次改訂版)

第2巻:デザイン編(第四次改訂版)

第3巻:設計・施工編(第四次改訂版)

※ 必須テキストがない方は受講できませんのでご注意願います。

参考テキスト:「広告景観 屋外広告の知識 デザイン編 事例集」(持参)

※ 参考テキストの購入は必須ではありませんが、参考テキストに記載されている事例を講義中に取り扱う場合があります。

テキスト購入希望者は、直接「株式会社ぎょうせい」へお申込みください。

8 講習科目の一部免除

次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。

- (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書の写し
- (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
- (3) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
- (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証書又は修了証書の写し

9 問い合わせ先

三重県県土整備部都市政策課（電話 059-224-2748）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 6 月 6 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 5 月 27 日	亀山市川崎町字御幣立 154-1 ほか 2 筆及び能褒野町字御幣立 240-1	鈴鹿市江島町 1511 株式会社サトウ土地開発 代表取締役 佐藤 左恭

**労働委公告**

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定により、あっせん員候補者を次のとおり委嘱しましたので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 68 条第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 6 月 6 日

三重県労働委員会会長 大塚 耕 二

氏名	関 歴	委 嘱 年 月 日
大塚 耕 二	弁護士	令和 2 年 5 月 21 日
伊藤 明 紀	弁護士	令和 4 年 5 月 10 日
吉田 すみ江	弁護士	平成 30 年 5 月 8 日
西川 昇 吾	津市立三重短期大学法経科准教授	令和 4 年 5 月 10 日
東 幸太郎	弁護士	令和 6 年 5 月 2 日
番条 喜 芳	連合三重会長	令和 3 年 6 月 21 日
加藤 義 明	三重交通労働組合執行委員長	令和 4 年 11 月 21 日
森 美 樹	ユナイテッド・セミコンダクター・ジャパン労働組合執行委員長	令和 6 年 5 月 2 日
廣瀬 純 子	連合三重副事務局長	令和 6 年 5 月 2 日
橋本 薫	UAゼンセン三重県支部長	令和 6 年 11 月 21 日
田中 俊 充	三重県経営者協会専務理事兼事務局長	令和 6 年 5 月 2 日
下田 典 史	住友電装株式会社特別顧問	令和 4 年 5 月 10 日
西田 義 明	三重いすゞ自動車株式会社代表取締役社長	令和 4 年 5 月 10 日
松本 比登美	松阪興産株式会社総務部長	令和 4 年 5 月 10 日
松井 寿 人	三重県中小企業団体中央会前事務局長	令和 6 年 5 月 2 日
出井 隆 裕	三重県労働委員会事務局長	令和 7 年 4 月 21 日
林 美知代	三重県労働委員会事務局次長兼調整審査課長	令和 6 年 4 月 22 日
澤村 真由子	三重県労働委員会事務局調整審査課課長補佐兼班長	令和 7 年 4 月 21 日

<b>特定調達公告</b>
---------------

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和7年6月6日

三重県知事 一見 勝之

1	特定役務の名称	人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムサービス
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県子ども・福祉部児童相談支援課
3	契約の相手方を決定した日	令和7年4月1日
4	契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟713A号室 株式会社AiCAN 代表取締役 高岡 昂太
5	契 約 金 額	40,524,000円（うち消費税及び地方消費税 3,684,000円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和7年6月6日

三重県警察本部長 敦澤 洋司

- 1 入札に付する事項
  - (1) 賃貸借物品及び数量  
三重県警察公文書管理システム再構築及び運用保守業務委託並びにシステムサーバ機器賃貸借（保守付き）1式
  - (2) 契約の特質等  
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 契約期間等
    - ア 契約期間  
契約締結日から令和15年3月31日（木）まで
    - イ 賃貸借期間  
令和9年3月1日（月）から令和15年3月31日（木）まで
  - (4) 履行場所（納入場所）  
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格
    - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
  - (2) 落札資格
    - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
    - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
    - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
    - エ 4(4)の機器等リスト（別記様式2）を提出し、三重県警察の承認を得ていること。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(4)の機器等リストを令和7年6月20日（金）12時までに、書面にて5(1)の場所に提出し、三重県警察の承認を受けなければなりません。また、(1)に掲げる申請書を令和7年7月18日（金）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)、(4)（最終版）、(5)及び(6)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 機器等リスト（別記様式2）

提出された機器等リストに基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、落札資格がありません。機器等リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクに対応する必要がないと確認した機器等について承認通知を行い、優先順位最上位のものを採用するものとします。

なお、承認通知は令和7年7月15日（火）17時までに通知書を発送します。

※ 機器確認に3週間程度を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

- (5) 再構築に伴う導入実績システム・重大事案に係る証明書（別記様式3）

提出された再構築に伴う導入実績システム・重大事案に係る証明書により、システム基本設計の信頼性要件について確認を行います。

- (6) 明細書

※ 内容については、予算の範囲内で協議することとします。

## 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 廣森  
電話 059-222-0110（内線）2264 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

- (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和7年7月28日（月）まで調達システムにより提供します。

- (5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年7月24日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和7年7月24日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和7年7月28日（月）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和7年7月28日（月）14時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 三重県警察公文書管理システム再構築及び運用保守業務委託並びにシステムサーバ機器賃貸借（保守付き）入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和7年7月28日（月）14時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Mie Prefectural Police official document management system reconstruction, operation and maintenance business outsourcing, and system server equipment leasing (with maintenance)

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Monday, July 28, 2025.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Monday, July 28, 2025.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Monday, July 28, 2025.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code.514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2264)

FAX:059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---